

2025 年 9 月 11 日

株主の皆様へ

愛知県豊橋市小畷町 505 番地
ジャパン・トゥエンティワン株式会社
代表取締役 岸本 賢和

第 27 回 定時株主総会招集のご通知

拝啓、平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第 27 回定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討のうえ同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025 年 9 月 26 日（金曜日） 午後 5 時 30 分
2. 場 所 150-0001 東京都渋谷区神宮前 6 丁目 19-13 J-6 ビル 4 階
東京本社 当社会議室
所在地につきましては、下記ウェブサイト内の地図をご参照ください。
<https://www.japan21.co.jp>

3. 会議の目的事項

報告事項

第 27 期（2024 年 7 月 1 日～2025 年 6 月 30 日）計算書類及び事業報告の内容報告の件

決議事項

- 第 1 号議案 定款一部変更の件
- 第 2 号議案 監査等委員でない取締役 2 名選任の件
- 第 3 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件
- 第 4 号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

議案の概要は、【別紙 1】「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以上

今回の定時株主総会にリモート会議アプリ（Zoom）を用いて参加ご希望の株主様は、委任状にメールアドレスを記載してご返送ください。ご指定のメールアドレス宛に参加に必要な情報をお送りします。

- 当日ご出席の際は、同封の委任状用紙をご提出くださいますようお願い申し上げます。

【別紙 1】

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

ジャパン・トゥエンティワン株式会社

代表取締役 岸本 賢和

2. 議案及び参考事項

第 1 号議案 定款一部変更の件

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、第 35 条（剰余金の配当等の決定機関）及び第 36 条（剰余金の配当の基準日）を新設し、第 36 条（剰余金の配当等）を削除するものであります。

また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更ならびに一部字句の修正等を行うものであります。

変更の内容は次のとおりです。

（下線を付した部分は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
第 1 条～第 3 5 条（記載省略）	第 1 条～第 3 5 条（現行どおり）
（新 設）	<u>（剰余金の配当等の決定機関）</u> <u>第 3 6 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 4 5 9 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>
（新 設）	<u>（剰余金の配当の基準日）</u> <u>第 3 7 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 6 月 3 0 日とする。</u> <u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 1 2 月 3 1 日とする。</u> <u>3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
<u>（剰余金の配当等）</u> <u>第 3 7 条 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。</u>	（削 除）

(中間配当金) 第37条 当社は、取締役会の決議により、<u>毎年12月末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、会社法454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）</u>を行うことができる。 (配当財産の除斥期間) 第38条 <u>期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、</u>当社は<u>その支払の義務を免れる。</u> 2. 未払の<u>期末配当金及び中間配当金</u>には利息をつけない。	(中間配当) 第38条 当社は、取締役会の決議により、<u>会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる。</u> (配当財産の除斥期間) 第39条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、</u>当社は<u>その支払義務を免れる。</u> 2. 未払の<u>配当金</u>には利息をつけない。
---	--

第2号議案 監査等委員でない取締役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員でない取締役岸本賢和氏、松下律氏の2名は任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役として、引き続き岸本賢和氏、松下律氏の2名の取締役選任（重任）をお願いするものであります。各候補者の略歴は次のとおりであります。

なお、各候補者に関して当社監査等委員会から、当事業年度における業務執行及び職務執行の状況を評価したうえで当社の監査等委員でない取締役として適任である旨の意見を得ております。

氏名	生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)		所有する当社の株式の数
岸本 賢和	1979年10月1日	2005年4月	グラクソ・スミスクライン株式会社入社	372,500株
		2018年4月	当社入社	
		2018年9月	当社取締役就任（現任）	
		2020年2月	当社代表取締役就任（現任）	
松下 律	1950年5月1日	1976年4月	八千代証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社	90,000株
		1983年3月	国際投信株式会社（現三菱UFJアセットマネジメント株式会社）入社	
		1990年10月	ケミカル信託銀行株式会社（現株式会社SMB C信託銀行）入社	
		1992年6月	インベスコMIM投信株式会社（現インベスコ・アセット・マネジメント株式会社）入社	
		2000年1月	当社取締役就任（現任）	
		2002年6月	ミュージックセキュリティーズ株式会社社外監査役就任	
		2015年12月	株式会社エーアイスクエア社外監査役就任	

		2016 年 3 月	株式会社常磐ホテル社外取締役就任（現任）	
		2020 年 2 月	当社代表取締役就任	
		2023 年 9 月	当社取締役就任（現任）	

（注）各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第 3 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件

本定時株主総会終了の時をもって、監査等委員である取締役荻野明仁氏、駒形友章氏、喜納信也氏の 3 名は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役として、引き続き荻野明仁氏、駒形友章氏、喜納信也氏の 3 名の監査等委員である取締役選任をお願いするものであります。候補者の略歴は次のとおりであります。なお、本議案の提出にあたりましては、監査等委員会の同意を得ております。

氏名	生年月日	略歴及び地位 (重要な兼職の状況)		所有する 当社の株 式の数
荻野 明仁	1966年11月14日	1990 年 4 月	日産自動車株式会社入社	1,000株
		1995 年 9 月	アーサー・D・リトル・ジャパン株式 会社入社	
		1999 年 6 月	オートバイテル・ジャパン株式会社入 社	
		2000 年 4 月	アイフュージョン・テクノロジーズ株 式会社入社	
		2001 年 7 月	東京海上キャピタル株式会社入社パー トナー	
		2010 年 7 月	株式会社NRMパブリッシング設立 代表取締役就任	
		2013 年 5 月	日本アルファ電力株式会社取締役就任	
		2014 年 9 月	ウェルネスデータ株式会社取締役就任	
		2015 年 12 月	株式会社エーアイスクエア設立 取締 役就任	
		2016 年 9 月	当社社外取締役就任（現任）	
		2025 年 1 月	新電力開発株式会社取締役就任（現 任）	
		2025 年 7 月	株式会社KOSO設立 取締役就任 （現任）	
駒形 友章	1972年10月28日	1995 年 4 月	株式会社電通 PRセンター（現・株式会 社電通PRコンサルティング）入社	0株
		2006 年 5 月	株式会社首都圏物流取締役就任	
		2008 年 3 月	株式会社エフシーエス 設立 代表取 締役就任	
		2011 年 5 月	株式会社首都圏物流代表取締役就任 （現任）	
		2014 年 11 月	株式会社首都圏ロジスティクス取締 役就任	
		2017 年 3 月	株式会社首都圏ホールディングス 設立 代表取締役就任（現任）	
		2017 年 12 月	株式会社首都圏WMS 設立 代表取締 役就任（現任）	
		2019 年 1 月	有限会社首都圏トランスポート取締 役就任（現任）	
		2019 年 5 月	株式会社首都圏ロジスティクス代表 取締役就任（現任）	
		2019 年 6 月	株式会社セクションA 設立取締役就任	
		2020 年 6 月	当社社外取締役就任（現任）	

		2020 年 10 月	株式会社ユビエス取締役就任（現任）	
		2022 年 3 月	株式会社traevo 取締役就任（現任）	
		2023 年 9 月	株式会社堪能や設立 代表取締役就任（現任）	
		2023 年 12 月	株式会社FARM8 取締役就任（現任）	
		2024 年 7 月	株式会社Cool Innovation Japan 取締役就任（現任）	
		2024 年 8 月	株式会社linden global 設立 代表取締役就任（現任）	
		2024 年 11 月	株式会社Logiconne 設立 取締役就任（現任）	
		2025 年 6 月	COLD CORE株式会社 設立 代表取締役就任（現任）	
喜納 信也	1983年 7 月18日	2007 年 4 月	株式会社ワークスアプリケーションズ入社	0株
		2013 年 11 月	株式会社ヘルスケアスタイルラボラトリー（現株式会社ミナカラ）創業代表取締役社長CEO就任	
		2021 年 10 月	株式会社NTTドコモと株式会社メドレーに同社を売却、株式会社ミナカラ取締役就任	
		2022 年 9 月	当社社外取締役就任（現任）	

（注）各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。なお、荻野明仁氏、駒形友章氏、喜納信也氏は社外取締役候補者であります。当社は現在、各候補者との間で責任限度額を会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。各候補者の再任が承認された場合、当社は各候補者との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

荻野明仁氏は多年に亘りベンチャー・キャピタリストとしてベンチャー企業への投資並びに経営を実践しておりベンチャー企業の経営に精通しております。また、企業における CFO、経営トップとしての経験を有しており、当社の社外取締役として企業統治に寄与していただけるものと考えております。同氏はまた企業の会計実務にも精通しております。

駒形友章氏は企業において長く経営トップとして活動してきた経歴を有しており、当社の社外取締役として企業統治のみならず経営戦略立案・企業運営への助言をいただくことで寄与していただけるものと考えております。

喜納信也氏はスタートアップ企業の創業者として資本政策において豊富な経験を有しており当社の社外取締役として成長戦略・経営戦略・企業運営への助言をいただくことで寄与していただけるものと考えております。

荻野明仁氏は、2016 年 9 月に当社の社外取締役に就任しており就任以来の年数は 9 年であります。駒形友章氏は、2020 年 6 月に当社の社外取締役に就任しており就任以来の年数は 5 年であります。喜納信也氏は、2022 年 9 月に内藤平前社外取締役の後任として当社の社外取締役に就任しており就任以来の年数は 3 年であります。

第 4 号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下、本議案において同じ。）及び従業員に対し、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、以下の募集事項に基づきストックオプションとして新株予約権を発行することを取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、金銭報酬とは別枠として、会社法第 361 条第 1 項の規定に基づき、報酬等として下記ストックオプションとしての新株予約権（税制適格ストックオプションとして発行することを予定しているため、本議案の内容に加えて、新株予約権の譲渡禁止その他税制適格要件を充足するための規定を、付与対象者と締結する割当契約書に定めることを予定しております。また、割当て取締役を選定する具体的な条件は定めておりませんが、インセンティブ付与の観点から、ベスティング条項の有無も含め取締役会にて適切に決定する予定であります。）10 万個（上限）を取締役に付与すること、報酬等の額は金 2510 万円を上限とし、下記記載の理由と同じ理由で新株予約権を割当てることについて合わせてご承認をお願いするものであります。当社の取締役に対する割当ては、会社の業績、担当職務、貢献度を総合的に勘案して取締役会で決定することとしており、その内容は相当なものであると判断しております。なお、具体的な付与対象者及び割当個数については、取締役会にて決定いたします。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引受ける者の募集を必要とするものの理由

当社取締役及び従業員に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることにより、当社の社会的信頼の向上を図ることを目的とするものであります。

2. 新株予約権の内容

【別紙 2】「ジャパン・トゥエンティワン株式会社新株予約権の内容」に記載のとおり

3. 新株予約権の数

10 万個を上限とする。

4. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

以上

【別紙 2】

ジャパン・トゥエンティワン株式会社新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権 1 個当たり 1 株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、(2) に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 251 円とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、株式交換による自己株式の移転の場合によるものを除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額} + \text{既発行株式数} \times \text{新規発行前の株価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとする。

さらに上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

割当日後2年を経過した日から2035年9月26日まで

(4) 資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から同①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の取得条項

- ① 当社は、新株予約権の割当を受けた者が(7)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を承認する決議がなされた場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- ③ 当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権発行時において当社取締役又は従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要す。
ただし、正当な理由があるとして、当社取締役会の承認がある場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(8) 組織再編に伴う新株予約権の承継

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、本号の取扱い、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(1)に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
(3)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、(3)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑦ 再編対象会社による新株予約権の取得

(6) に準じて決定する。

- ⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(4) に準じて決定する。

- (9) 新株予約権の行使により発生する端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

事業報告

(2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調を維持しながらも、内外の不確実性に直面した一年となりました。製造業を中心に業績の悪化が見られ、特に地方経済への影響が懸念されました。米国による追加関税が日本の輸出産業に重くのしかかり、製造業の賃上げや設備投資に対する慎重姿勢が強まりました。

物価面では、消費者物価指数（CPI）の上昇率は一時的に鈍化しましたが、今後は再び 2%程度に向かうと予測されています。

金融政策においては、日本銀行が金融政策の正常化が進展しました。これにより、為替市場では円高傾向が強まり、ドル円相場は一時 150 円台から 140 円台へと推移しております。

総じて、当期中の日本経済は、個人消費の回復と政策支援による安定成長を維持しつつも、外的要因による不確実性が残る状況でした。企業活動においては、為替・物価・政策動向を注視しながら、柔軟な対応が求められる一年となりました。

こうしたなか、当社は、主力部門である「モビリティ」関連分野において、モービルアイ製品のみならず、それ以外の製品の車載機器の市場開拓に努めました。また、漏水検知サービスを主力とする「スマートインフラ」関連分野では、引き続きアステラの売上が順調に成長した結果、当事業年度において 3 億円を超える売上を達成することができました。その結果、売上高はわずかながら増収となりましたが、収益構造の変化に伴う利益率の低下や新たな市場開拓に伴うコストを投じた結果として、経常損失、当期純損失を計上することとなりました。

上記の結果、当事業年度におきましては、売上高は 894,774 千円（前期比 0.4%増）、経常損失は 7,548 千円（前期は経常利益 18,890 千円）となり、当期純損失につきましては 11,304 千円（前期は当期純利益 18,528 千円）が計上されております。

<製品・サービス別売上高>

当社はビジネス開発事業のみの単一セグメントであります。製品・サービスの種類別に記載しますと、以下のとおりとなります。

区 分	売上高
モビリティ関連売上	463,689 千円
スマートインフラ関連売上	392,662 千円
その他	38,421 千円
合 計	894,774 千円

② 設備投資の状況

本社（豊橋本社）のオフィス移転に伴い、賃貸物件内の建物付属設備等への投資を行いました。

③ 資金調達の状況

金融機関とは良好な関係を保ち、主に経常的な資金調達を実行しており、特に記載すべき事項はありません。主要な借入先の状況は(8)に記載のとおりです。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 24 期 2022 年 6 月期	第 25 期 2023 年 6 月期	第 26 期 2024 年 6 月期	第 27 期 (当事業年度) 2025 年 6 月期
売上高（千円）	534,198	847,126	891,263	894,774
経常利益又は損失(△)（千円）	△ 65,662	30,328	18,890	△ 7,548
当期純利益又は損失(△)（千円）	△ 66,173	29,753	18,528	△ 11,304
1株当たり当期純利益又は損失(△)（円）	△ 93.49	41.48	29.14	△ 21.00
総資産（千円）	1,021,232	1,054,888	1,115,908	1,126,571
純資産（千円）	260,899	287,579	290,062	236,688
1株当たり純資産額（円）	367.98	399.42	460.42	446.58

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 新規事業の拡大

現時点における当社の事業構造は、モビルアイ製品を中心とする「モビリティ」関連分野に加えて上水道の漏水検知サービスを中心とする「スマートインフラ」関連分野の売上が堅調に推移し、事業ポートフォリオの拡大が進んでいますが、新規事業分野の育成と拡大が対処すべき課題のもっとも重要なものであることは変わっていません。シード（種）段階の新規分野について、数多くの可能性を有しておりますので、それらの事業を今後速やかに拡大することが課題であります。

② 社内体制の運用

社内体制につきましては、CEOの指揮のもとITを活用した社内体制整備を積極的に推進しており、成果を得つつあるものと考えております。AIを活用した業務効率化の効果は大きく、今後も社内訂正の整備は進捗すると思われまます。

また、監査等委員会設置会社としてモニタリングモデルを活用し、経営の「健全性と透明性」、業務執行の「効率性と機動性」をいっそう向上させることが課題であり目標であり、引き続き、財務報告に係る内部統制を含め、適切な社内体制の維持、運用を進めていきます。

③ 人材の確保

当社の事業の性格上、優秀な人材の確保がきわめて重要な経営課題の一つです。とりわけ、業務執行の中核を担うプロジェクト・マネジャー（PM）となる人材は当社事業拡大の生命線です。かかる人材を確保することは対処すべき大きな課題の一つです。また、かかる人材に対して、各種資格の取得を促すことも課題であります。

④ 資本の調達

現時点においては銀行借入等によって資金の確保が可能となっていますが、より一層の事業拡大のためには資本の調達が不可欠であると認識しております。今後株式発行による資本調達も視野に入れて多くの投資家からの出資を仰げるよう努力して行くことが課題の一つです。

(5) 主要な事業内容

当社は、「世界のイノベーションをわが国に導入して事業化し市場を創造する」ことをスローガンに事業活動を行っております。現時点においては主にイスラエルのハイテク技術・製品の日本における事業化・市場化を中核の事業として以下の事業を展開しております。

①国内外企業のわが国におけるビジネス開発に関する支援業務

②国内外企業の持つIT技術に関する調査並びに調査の受託及びそれらに関するコンサルティング

③電子機器・電気通信機器並びにそれらの周辺機器及び附属品の開発、製造、購入、販売及び輸出入

④電子機器・電気通信機器並びにそれらの周辺機器及び附属品の施工、据付、調整、保守

⑤電子機器・電気通信機器並びにそれらの周辺機器及び附属品の導入に関する指導、コンサルティング

⑥ソフトウェア、アプリケーションの開発、購入、販売及び輸出入

(6) 主要な営業所

本社 豊橋本社（愛知県豊橋市）
その他の拠点 東京本社（東京都渋谷区）

(7) 使用人の状況

当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
29 名	2 名増	45.6 歳	7.1 年

(8) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 残 高
株式会社大垣共立銀行	100,000 千円
豊橋信用金庫	75,010 千円
株式会社十六銀行	72,507 千円
株式会社日本政策金融公庫	68,460 千円
蒲郡信用金庫	64,014 千円
株式会社静岡銀行	47,846 千円
株式会社名古屋銀行	40,825 千円
株式会社きらぼし銀行	25,902 千円
浜松いわた信用金庫	14,972 千円
株式会社商工組合中央金庫	12,325 千円

(9) その他企業の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 2,880,000 株
(2) 発行済株式の総数 530,000 株（自己株式 336,000 株を除く）
(3) 株主数 52 名
(4) 大株主（上位 10 名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（％）
岸本 賢和	372,500	70.3
松下 律	90,000	17.0
平石 浩	8,000	1.5
富永 創樹	6,000	1.1
岸本 篤拓	6,000	1.1
株式会社東広	4,000	0.8
内藤 平	4,000	0.8
鈴木 浩明	4,000	0.8
實川 裕敏	3,800	0.7
斉藤 恭央	3,000	0.6
岸本 茉優	3,000	0.6

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算し、パーセンテージ表示の小数点以下第 2 位を四捨五入しております。

3. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	第 4 回新株予約権
発行決議の日	2023 年 2 月 10 日
新株予約権の数	120,000 個
保有人数 当社取締役（社外取締役を除く）	1 名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 120,000 株
新株予約権の払込金額	払込を要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1 個につき 270 円
新株予約権の行使期間	2025 年 2 月 16 日から 2032 年 9 月 26 日
新株予約権の主な行使条件	(1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による権利行使は認めない。

名 称	第 5 回新株予約権
発行決議の日	2024 年 1 月 19 日
新株予約権の数	150,000 個
保有人数 当社取締役（社外取締役を除く）	1 名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 150,000 株
新株予約権の払込金額	払込を要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1 個につき 251 円
新株予約権の行使期間	2026 年 1 月 24 日から 2033 年 9 月 29 日
新株予約権の主な行使条件	(1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による権利行使は認めない。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	岸本 賢和	最高経営責任者（CEO）
取締役	松下 律	株式会社常磐ホテル 社外取締役
取締役 (監査等委員)	荻野 明仁	新電力開発株式会社 取締役 株式会社KOSO 取締役
取締役 (監査等委員)	駒形 友章	株式会社首都圏ホールディングス 代表取締役
取締役 (監査等委員)	喜納 信也	該当なし

- (注) 1. 取締役荻野明仁氏、取締役駒形友章氏及び取締役喜納信也氏は社外取締役であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 当社は監査等委員会が内部監査担当者を直接指揮命令して監査を行う体制を構築することによって監査等委員会の監査の実効性を確保しており、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役の全員は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。社外取締役は、会社法第 423 条第 1 項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金 100 万円又は会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとしております。

(3) 取締役の報酬等に関する事項

① 報酬等の金額

区 分	人 員	報酬等の種類別の額			合 計
		基本報酬	株式取得目的報酬	業績連動報酬等	
監査等委員でない取締役 (うち社外取締役)	2名 (一名)	24,300 千円 (－ 千円)	627 千円 (－ 千円)	－ 千円 (－ 千円)	24,927 千円 (－ 千円)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	3名 (3名)	3,600 千円 (3,600 千円)	－ 千円 (－ 千円)	－ 千円 (－ 千円)	3,600 千円 (3,600 千円)
合 計	5名	27,900 千円	627 千円	－ 千円	28,527 千円

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2021年9月24日開催の定時株主総会において、監査等委員でない取締役の報酬額については年間総額 50,000 千円（うち現金報酬 30,000 千円、株式取得目的報酬 20,000 千円）、監査等委員である取締役の報酬額については年間総額 20,000 千円（うち現金報酬 12,000 千円、株式取得目的報酬 8,000 千円）を上限とする旨を定めております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

各取締役の報酬は全て固定報酬であり、現金報酬と、報酬の一部を当社株式の購入資金のためにのみ使用することができる報酬（「株式取得目的報酬」）から構成されております。これらの報酬額は、職責、在任年数、支給実績、業績等を総合考慮して、監査等委員会の意見を得た上で、取締役会の決議により決定しております。取締役会は、監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容は、上記考慮要素に照らして、妥当であると判断しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役荻野明仁氏は、新電力開発株式会社、及び株式会社KOSO取締役であります。当社と両社との間に特別な利害関係はありません。

取締役駒形友章氏は、株式会社首都圏ホールディングス代表取締役であります。当社と株式会社首都圏ホールディングスとの間に特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 荻野 明仁	当事業年度に開催された取締役会 14 回のすべて及び監査等委員会 13 回のすべてに出席し、必要に応じ、主に経営者としての専門的見地から、当社の経営方針、営業活動、社内体制の構築・維持等について発言を行っております。
取締役 駒形 友章	当事業年度に開催された取締役会 14 回のすべて及び監査等委員会 13 回のすべてに出席し、必要に応じ、主に経営者としての専門的見地から、当社の経営方針、営業活動、社内体制の構築・維持等について発言を行っております。
取締役 喜納 信也	当事業年度に開催された取締役会 14 回のうち 13 回及び監査等委員会 13 回のうち 12 回に出席し、必要に応じ、主に経営者としての専門的見地から、当社の経営方針、営業活動、社内体制の構築・維持等について発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人コスモス

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

監査法人コスモス 6,000 千円

(3) 監査等委員会は、監査手続について監査法人コスモスから説明を受け、他社事例などを参考にし、上記の監査報酬等の額について妥当と判断して同意しております。

(4) 監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任の決定の方針について、監査の品質管理体制、会計監査人としての独立性を重視して決定するものとしております。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」について以下のように取締役会決議を行っており、その運用は適切に行われております。

(1) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。また、当社の企業規模を勘案して、監査等委員会の職務を補助すべき使用人も置かない。

- (2) 取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役は取締役会において又は必要に応じて監査等委員会に必要な報告及び情報伝達をするほか、監査等委員会の求めに応じて報告を行う。使用人等は監査等委員会に報告を行うことができるほか、監査等委員会の求めに応じて報告を行う。また、使用人等は、監査等委員会委員を窓口とする内部通報制度を通じて通報を行うことができる。

- (3) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度により通報した者に対して、通報を理由としたいかなる不利益な取扱いも行っていない旨社内規定として定め、その旨を周知し適切に運用する。

- (4) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員から費用の請求があった場合には会社法第399条の2第4項に基づき適切に処理する。

- (5) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、社内各部門、内部監査部門及び会計監査人等との意思疎通、内部通報に基づく情報の収集や調査に対して実効的な監査の実施を確保するために留意する。

- (6) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令を遵守し社会規範や企業倫理を重視した公正・誠実な事業活動を行うことを基本理念とし、取締役は自ら率先してその実現に努める。また、取締役会は、取締役から付議・報告される事項についての討議を尽くし、経営の健全性と効率性の両面から監督する。監査等委員会は、とりわけ内部統制システムの有効性に留意し、内部監査部門及び会計監査人とも連携して監査に努める。

- (7) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理の基本的事項を社内規定として定め、取締役の職務執行に係る情報を適切に記録し、担当者が保存・管理する。これらの情報は、取締役（監査等委員を含む）が取締役の職務執行を監督・監査するために必要と認めるときは、いつでも閲覧できる。監査等委員会は、情報の保存及び管理が適切になされていることを定期的に監査する。多用される電子メール等の電磁的な情報についても、活用の実態把握と統制システムの有効性について監査する。

- (8) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、報告を受けた月次の財務状況に基づいて、それらに内在する損失の危険について十分に討議を行う。また、内部監査部門は、損失の危険管理の観点から行われる内部監査について必要に応じて取締役会に報告する。重大リスクが顕在化した場合に備えて、緊急時における全社的通報体制を整える。

(9) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎期、取締役会において中期事業計画及び当期の月次予算を策定して、全社的な経営方針・経営目標を設定し、社長を中心とする業務執行体制で目標の達成に当たる。経営目標を効率的に達成するため、オフィサー制度を導入し、組織編成、業務分掌及び指揮命令系統等を社規に定める。

(10) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

オフィサー制度のもとに組織体制を整備し、社員行動規範の採用や各種研修の実施等を通じて社員の意識徹底に努める。内部通報制度などコンプライアンスの実効性を高めるための仕組みを整備するほか、コンプライアンスへの取組状況について内部監査を実施し、取締役会及び監査等委員会に報告する。

(11) 財務報告が適正になされることを確保するための体制

最高経営責任者（CEO）の指揮のもとに、財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために必要な組織、規則等を整備する。監査等委員会は、財務報告が適正になされることを確保するための体制について、内部監査部門及び会計監査人と連携してその有効性を毎期監査する。

(12) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

2015 年 9 月開催の定時株主総会の決議に従い、当社は監査等委員会設置会社となり、上記の内部統制システムを決議し、それに基づいて内部統制が実施されております。監査等委員は、取締役会に出席し、内部統制の整備・運用状況を確認するとともに、取締役の職務執行に関して意見を述べております。監査等委員会からは、当期の内部統制システムの運用状況について相当性及び妥当性について特段の指摘事項はありませんでした。

なお、当社は監査等委員会が内部監査担当者を直接指揮命令して監査を行う体制を構築することによって監査等委員会の監査の実効性を確保しており、常勤の監査等委員を選定しておりません。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、「会社の財産及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」について、特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当期に至るまで内部留保を優先して配当を実施しておりませんが、株主の皆様に対する配当等による利益還元については経営における重要な目標の一つと位置付けております。

近い将来において内部留保が進み、自己資本比率を 50%程度以上の安定的高位に保てるとの見通しが立つようになりましたら、25%～33%程度の配当性向を目処に配当を実施する方針です。また、配当のみならず自社株買いも含めた総分配性向については 50%程度を目処とする方針であります。これらの数値を目処に状況に応じて機動的に自社株買いを実施する体制も整えてまいります。

なお、当社の定款では配当実施の決定権は株主総会にあるものとしております。

貸借対照表

(2025 年 6 月 30 日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	961,521	流動負債	325,676
現金及び預金	655,568	買掛金	110,764
売掛金	84,472	1年以内償還予定の社債	66,700
リース投資資産	3,760	1年以内返済予定の長期借入金	119,604
商品	179,954	未払金	15,370
仕掛品	123	未払費用	6,347
役員短期貸付金	2,477	未払法人税等	362
前渡金	18,509	未払消費税等	5,918
前払費用	16,455	その他	609
その他	200	固定負債	564,207
固定資産	159,075	社債	161,950
有形固定資産	66,145	長期借入金	402,257
建物	25,376	負 債 合 計	889,883
車両運搬具	0	(純資産の部)	
工具器具備品	130	株主資本	224,594
土地	40,638	資本金	47,955
無形固定資産	183	資本剰余金	46,291
電話加入権	183	資本準備金	46,291
投資その他の資産	92,746	利益剰余金	223,370
投資有価証券	21,738	その他利益剰余金	223,370
役員長期貸付金	49,766	繰越利益剰余金	223,370
出資金	80	自己株式	△ 93,021
長期前払費用	5,987	評価・換算差額等	12,093
保証金	14,670	その他有価証券評価差額金	12,093
繰延税金資産	297		
その他	206		
繰延資産	5,975		
社債発行費	5,975	純 資 産 合 計	236,688
資 産 合 計	1,126,571	負債及び純資産合計	1,126,571

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		894,774
売上原価		558,451
売上総利益		336,322
販売費及び一般管理費		356,370
営業損失(△)		△ 20,048
営業外収益		
受取利息及び配当金	364	
投資有価証券売却益	19,009	
為替差益	2,770	
その他	152	22,296
営業外費用		
支払利息	6,947	
支払保証料	1,767	
社債発行費償却	1,082	9,797
経常損失(△)		△ 7,548
税引前当期純損失(△)		△ 7,548
法人税，住民税及び事業税	362	
法人税等調整額	3,393	3,755
当期純損失(△)		△ 11,304

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		
					繰越利益剰余金		
当期首残高	47,955	46,291	-	46,291	234,047	△ 67,921	260,371
当期変動額							
当期純損失(△)					△ 11,304		△ 11,304
自己株式の取得						△ 25,100	△ 25,100
株式報酬計上による取崩			627	627			627
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替			△ 627	△ 627	627		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計			-	-	△ 10,676	△ 25,100	△ 35,776
当期末残高	47,955	46,291	-	46,291	223,370	△ 93,021	224,594

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	29,691	29,691	290,062
当期変動額			
当期純損失(△)			△ 11,304
自己株式の取得			△ 25,100
株式報酬計上による取崩			627
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替			-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 17,598	△ 17,598	△ 17,598
当期変動額合計	△ 17,598	△ 17,598	△ 53,374
当期末残高	12,093	12,093	236,688

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

継続企業の前提に関する事項

該当事項はありません。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

……移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

……定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得をした建物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
車両運搬具	2年
工具器具備品	4～6年

4. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主にモビリティ関連の製品売上、スマートインフラ関連のサービス売上から構成されております。

これらの収益のうち、モビリティ関連の製品売上（車載用機器）については、受注の内容に応じて、製品の対象車両への取付完了時点、または、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

スマートインフラ関連のサービス売上については、サービスの提供完了時点において、履行義務が充足されると判断していることから、サービスの提供完了時点で収益を認識しております。

5. ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

6. その他計算書類作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

社債発行費……社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

収益認識に関する注記

1. 収益の分解

当社の収益は、主にモビリティ関連の製品売上、スマートインフラ関連のサービス売上から構成されております。各製品の売上高は、463,689 千円、392,662 千円であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

会計上の見積りに関する注記

1. 商品の評価

(1) 当事業年度に計上した金額

商品	179,954 千円
売上原価として計上した商品評価損の金額	- 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

商品は取得原価で評価し、貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法を採用しております。当社では、販売実績等に基づく将来の販売予測を考慮した一定の基準により、収益性の低下の事実を適切に反映するように評価損の金額を見積もっております。

翌事業年度において、実際の販売状況が著しく悪化した場合は、追加の評価減が必要となる可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度に計上した金額

繰延税金資産	297 千円
--------	--------

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

一時差異等に係る税金の額は、将来の会計期間において回収または支払が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上しており、繰延税金資産と繰延税金負債は、双方を相殺して表示しております。

なお、そのうち繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合は、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産又は繰延税金負債の金額に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	16,869 千円
----------------	-----------

1. 発行済株式の種類及び総数

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(注) 1. 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加分であります。

第4回新株予約権	普通株式	120,000 株
----------	------	-----------

該当事項はありません。

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(注) 1. 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」が課税されることとなりました。

これに伴い、2026年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を33.9%から34.9%に変更し算定しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の純額は183千円減少しております。なお、前述の繰延税金資産の変動額には、その他有価証券評価差額金にて認識した繰延税金負債の金額が含まれております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資産運用については安全性の高い預金等の金融資産により行い、資金調達については主に銀行借入や社債発行により調達する方針であります。

営業債権である売掛金及びリース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、受注時における与信の管理等によってリスクの低減を図っております。一部には外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約や外貨建資産・負債の分散等の対応をとっております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

役員短期貸付金及び役員長期貸付金は、役員への貸付金であり、貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債による調達資金の用途は運転資金であります。

また、営業債務や借入金及び社債は流動性リスクに晒されておりますが、当社は資金繰り計画を作成し、十分な手許流動性を維持することで当該リスクを管理しております。また、当社は、外貨建ての営業債務を有しており為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約や外貨建資産・負債の分散等の対応をとっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 4,344 千円）は、「投資有価証券」に含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) リース投資資産	3,760	3,752	△ 7
(2) 投資有価証券	17,393	17,393	-
(3) 役員短期貸付金及び役員長期貸付金	52,244	52,519	275
(4) 社債 (1年以内償還予定の社債含む)	(228,650)	(229,488)	838
(5) 長期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金含む)	(521,861)	(526,101)	4,240

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

リース投資資産

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

役員短期貸付金及び役員長期貸付金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債及び長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主(個人) 及びその近親者	岸本 賢和	(被所有) 直接 70.3	当社代表取締役	資金の貸付 (注)1	52,244	役員短期貸付金 役員長期貸付金	2,477 49,766
主要株主(個人) 及びその近親者	岸本 美南子	-	当社代表取締役 の配偶者	自己株式の取得 (注)2,3	12,499	-	-
主要株主(個人) 及びその近親者	加藤 麻里子	-	当社代表取締役 の親族	自己株式の取得 (注)2,3	12,499	-	-

(注)1. 資金の貸付については、調達金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。返済期間は20年とし、担保等の提供は受けておりません。

(注)2. 当社は、2024年7月10日開催の取締役会の決議に基づいて、会社法第156条～第159条の規定により株主との合意に基づき取得する方法により、上記2名の所有株式99,600株を含む合計100,000株を1株につき251円にて取得しております。

(注)3. 自己株式の取得価格は、独立した第三者による株式価値算定書を勘案して決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	446円58銭
1 株当たり当期純損失(△)	△ 21円00銭

1 株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1 株当たり当期純損失	
当期純損失(△)	△ 11,304 千円
普通株主に帰属しない金額	－
普通株式に係る金額	△ 11,304 千円
普通株式の期中平均株式数	538,333 株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

附属明細書

【有形固定資産及び無形固定資産の明細】

(単位：千円)

資産の種類	期首 帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形固定資産							
建物	141	26,256	0	1,020	25,376	5,831	31,208
車両運搬具	0	-	-	-	0	4,286	4,286
工具器具備品	217	-	0	86	130	6,751	6,881
土地	40,638	-	-	-	40,638	-	40,638
建設仮勘定	8,880	20,155	29,035	-	-	-	-
有形固定資産計	49,876	46,412	29,035	1,107	66,145	16,869	83,014
無形固定資産							
電話加入権	183	-	-	-	183	-	183
無形固定資産計	183	-	-	-	183	-	183

【引当金の明細】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年9月1日

ジャパン・トゥエンティワン株式会社

取締役会 御中

監査法人 コスモス

愛知県名古屋市

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

長 坂 尚 徳

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジャパン・トゥエンティワン株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

2025 年 9 月 1 日

監 査 等 委 員 会 監 査 報 告

ジャパン・トゥエンティワン株式会社監査等委員会

委員長 社外取締役 荻野明仁

委員 社外取締役 駒形友章

委員 社外取締役 喜納信也

第 27 期事業年度の事業報告，計算書類，これらの附属明細書その他取締役の職務の執行の監査について，次のとおり報告します。

1. 監査等委員会の監査の方法及びその内容

当監査等委員会は内部監査部門の調査に基づき各監査等委員が必要な調査を行い，その結果を監査等委員会で報告及び協議して，監査を実施しました。

具体的には，取締役会その他の重要会議に出席し，重要な決裁文書や報告に関する報告を受け，当社の取締役及び内部監査担当者並びに会計監査人から，職務の執行状況並びに会計監査について定期的に報告を受け，また，随時説明を求めました。

会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関しては，会計監査人より監査に関する品質管理基準（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等にしたがって整備している旨の通知を受けました。

なお，監査等委員荻野明仁，駒形友章及び喜納信也は社外取締役です。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は，法令及び定款に従い，会社の状況を正しく表示しているものと認めます。
- (2) 取締役の職務の遂行に関し，不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (3) 会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての取締役会の決議の内容は相当であり，当該体制の運用状況につき指摘すべき事項はありません。
- (4) 会計監査人監査法人コスモスの監査の方法及び結果は相当です。

以 上